小値賀町地域活性化起業人 募集要領

小値賀町では、未来につながる持続可能なまちづくりを目指しています。そこで、総務省の地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）を活用し、第５次小値賀町総合計画に沿った各種事業の推進を、ご支援ご協力いただける企業を次のとおり募集します。

**１ 事業概要**

本町と三大都市圏内の企業との間で社員の派遣と町の指定する業務への従事に関する協定を締結したうえ、当該企業の社員（三大都市圏内に本社を有する企業の場合は、地方の支店等の社員も可）を派遣していただきます。派遣された社員は、本町において、そのノウハウや知見をいかし、次の業務に従事していただきます。

**２ 業務募集内容**

(1) 政策調整、行政改革、公有財産利活用、ふるさと納税等に関する業務

（２） 子ども子育て、教育、福祉、災害対応等に関する業務

（３） 保健衛生、環境等に関する業務

（４） 農業、畜産業、林業、水産業振興等に関する業務

（５） 観光振興、観光誘客対策、観光地域づくり法人設立等に関する業務

（６） 地域産品の開発、販路の開拓及び拡大等に関する業務

（７） 移住促進、都市農村交流、交流人口の拡大等に関する業務

（８） 地域経済活性化、雇用対策、人材育成、企業誘致等に関する業務

（９） 土木管理、道路橋りょう、住宅、空き家対策等に関する業務

（10） 自治体ＤＸ及び地域ＤＸに関する業務

（11） 脱炭素等、ＧＸに関する業務

（12） まちづくり団体の支援及び立上げ等、中間支援機能に関する業務

（13） 広報・シティプロモーションに関する業務

(14)　地域おこし協力隊等外部人材の活動支援に関する業務

（15） その他地域の活性化に資する業務

**３ 募集定員**

１名

**４ 業務期間**

６カ月以上３年以内（ただし、令和７（202５）年度以降は、予算成立を条件とします。）

**５ 受入年度**

令和６（2024）年度以降

（受入れの開始月日は、協議のうえ決定します。）

**６ 費用負担**

社員の派遣・従事等に要する費用として、町が企業に対し年額560万円（社員１人当たり）を限度として負担します。（派遣の開始が年度途中の場合は、月割りにより計算することとします。千円未満の端数切り捨て。）

**７ 協定書案**

別添１のとおり。

**８ 募集締切**

令和６年５月１０日（金）　１７時まで

**９ 申込手続**

別添２の申込書により、メール又はＦＡＸで送信してください。また、送信した旨の電話連絡を併せてお願いいたします。

**１０ 選考方法**

申込書による書類審査を実施後、面接審査（WEB可）を行います。

**１１ その他**

地域活性化起業人の要件等の詳細は、地域活性化起業人制度推進要綱（別添３参照）の定めるところによります。

**１２ 申込み・問合せ先**

小値賀町役場 総務課企画係

（〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地１）

TEL：0959-56-3111／FAX：0959-56-4185

E-mail： kikaku@town.ojika.lg.jp